



秋田県公報

目 次

ページ

訓 令

○単純労務の職員の給与等に関する規程の一部を改正する訓令（七・人事課）	1
公営企業管理規程	
○秋田県企業職員給与規程の一部を改正する規程（四・公営企業課）	1

訓 令

秋田県訓令第7号

庁 中 一 般
各 地 方 機 関

単純労務の職員の給与等に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成十九年十月三十一日

秋田県知事 寺 田 典 城

令 単純労務の職員の給与等に関する規程の一部を改正する訓令

単純労務の職員の給与等に関する規程（昭和四十年秋田県訓令第十一号）の一部を次のように改正する。

附則に次の一項を加える。

（給与の臨時的抑制措置）

6 現業職員（再任用職員並びに一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成十四年秋田県条例第六十九号）第二条第二項、第三条及び第四条の規定により任期を定めて採用された現業職員を除く。）の給料月額は、平成十九年十一月一日から平成二十二年三月三十一日までの間に限り、第二条から第四条まで及び第六条の規定にかかわらず、これらの規定により定められる額から、当該額に次の各号に掲げる現業職員の区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額を減じて得た額とする。ただし、手当の額及び第十五条に規定する勤務一時間当たりの給与額（条例第十三条の二の規定を適用する場合における勤務一時間当たりの給与額を除く。）の算出の基礎となる給料月額は、第二条及び第三条の規定により定められる額とする。

じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額を減じて得た額とする。ただし、手当の額及び第八条第二項に規定する給料の調整額の算出の基礎となる給料月額は、第二条から第四条まで及び第六条の規定により定められる額とする。

一 単純労務の職員の給与の基準を定める規則（昭和三十二年秋田県規則第六十六号）第九条第三項の規定が適用される現業職員 百分の四

二 前号に掲げる現業職員以外の現業職員 百分の二

附 則

1 この訓令は、平成十九年十一月一日から施行する。

2 単純労務の職員の給与に関する規程の一部を改正する訓令（平成十八年秋田県訓令第8号）附則第七項及び第八項の規定が適用される現業職員に係るこの訓令による改正後の単純労務の職員の給与等に関する規程附則第六項の規定の適用については、同項中「第二条から第四条まで及び第六条」とあるのは、「第二条から第四条まで及び第六条並びに単純労務の職員の給与に関する規程の一部を改正する訓令（平成十八年秋田県訓令第8号）附則第七項及び第八項」とする。

公 営 企 業 管 理 規 程

秋田県企業職員給与規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成十九年十月三十一日

秋田県知事 寺 田 典 城

秋田県公営企業管理規程第四号

秋田県企業職員給与規程の一部を改正する規程

秋田県企業職員給与規程（昭和四十二年秋田県公営企業管理規程第一号）の一部を次のように改正する。

附則に次の二項を加える。

（職員の給料月額）

3 職員（再任用職員、臨時職員及び非常勤職員を除く。）の給料月額は、平成十九年十一月一日から平成二十二年三月三十一日までの間に限り、第二条及び第三条の規定にかかわらず、これらの規定により定められる額から、当該額に次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額を減じて得た額とする。ただし、手当の額及び第十五条に規定する勤務一時間当たりの給与額（条例第十三条の二の規定を適用する場合における勤務一時間当たりの給与額を除く。）の算出の基礎となる給料月額は、第二条及び第三条の規定により定められる額とする。

られる額とする。

一 第十八条第五項の規定が適用される職員 百分の四

二 前号に掲げる職員以外の職員 百分の二

（管理職手当の月額）

4 第六条の規定により管理職手当が支給される職員の管理職手当の月額は、平成十九年十一月一日から平成二十二年三月三十一日までの間に限り、同条の規定にかかわらず、同条の規定により定められる額から、当該額に百分の十六を乗じて得た額（その額に一円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）を減じて得た額とする。ただし、第八条の二に規定する地域手当の額の算出の基礎となる管理職手当の月額は、第六条の規定により定められる額とする。

附 則

この規程は、平成十九年十一月一日から施行する。

発
行
者

秋 田 県

購
読
料
金

秋田市山王四丁目一番一号
一月三千六百七十五円（税込）

印
刷
所

印
刷
者

秋田市山王七丁目五番二十九号
株式会社 松原印刷社
電話 062-8766 FAX 063-0005
E-mail: matsuura@matsumura-shinshu.co.jp
秋田市山王七丁目五番二十九号
松原繁雄